日本禁煙学会

http://www.jstc.or.jp/ E-mail desk@nosmoke55.jp 〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201 Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

全国の大学学長様、喫煙対策委員長様

2018年12月18日

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

新入生へ入学時早期の1~2時間を「禁煙教育」の必修授業としてください。

記

読売新聞(12/15 夕刊:社会面トップ記事)によりますと、「大学近くの路上喫煙増加、 住民苦情で喫煙所存続」とのことです。

https://www.yomiuri.co.jp/national/20181216-0YT1T50047.html

一方で、中国地方の国立大学では、受動喫煙被害に遭ったという苦情が総務省にあり、総務省業行政評価局からのあっせんで、受動喫煙防止対策の徹底を各大学に検討するよう、以下の通知がなされています。

- (1) 屋外喫煙所において、喫煙所と非喫煙者が立ち入るエリアとの間に十分な距離が確保されていない喫煙所については、学生や教職員などに受動喫煙が生じないよう、廃止、移設を図るなど、受動喫煙防止対策を徹底すること。
- (2) 屋内喫煙所において、非喫煙場所から喫煙場所に空気の流れを作るための給気口の有無など、喫煙所の構造等について確認し、必要に応じて改善すること。
- (3) 喫煙中及び喫煙後において、喫煙所のドアや窓が開いたままで、たばこの煙が流出することがないよう、喫煙所の使用者に対して注意喚起を徹底すること。
- (4) 受動喫煙防止対策として極めて有効であると考えられている全面禁煙の実施も含め、受動喫煙防止対策を検討すること。

また、同様のことが九州の大学においてもありました¹⁾。

タバコは薬物であり、高度の依存性はヘロイン、コカインに並びます。これはアルコール、覚醒剤や大麻、よりも強いのです。

Nutt D et al: Development of a rational scale to assess the harm of drugs of potential misuse. Lancet, 369: 1047-53, 2007

したがって、喫煙を始めてしまった先輩、あるいは喫煙者に取り囲まれた新入生が喫煙習慣に取り込まれるのは目に見えており、路上喫煙が増加することもむしろ当然の帰結なのです。

大学入学時(できれば入学時のオリエンテーション時)にタバコ教育のための1~2単位の時間をとることを必修のものとして義務付けしなければいけないのではないでしょうか。

その講師として、私たちができるかぎりの応援をさせていただきます。 http://www.jstc.or.jp/modules/activity/index.php?content id=1

参考1)

- 1 相談内容 通学している大学で、屋外の喫煙所から流れ出てくるたばこの煙が不快である。大学が受動 喫煙防止対策を徹底するようにしてほしい。
- 2 当局の調査結果
- (1) 受動喫煙防止対策に係る法令・仕組み等

ア 健康増進法の改正

健康増進法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 78 号)の規定により、何人も、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定める特定施設においては、正当な理由がなくて、喫煙禁止場所(特定屋外喫煙 場所(注)及び喫煙関連研究場所以外の場所)で喫煙をしてはならないとされている。

(注)特定屋外喫煙場所とは、特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。特定施設の管理権原者は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるほか、受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならないとされている。

また、特定施設以外の多数の者が利用する施設の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

なお、健康増進法の一部を改正する法律の当該部分については、公布 後 1 年 6 か月を越えない範囲 内で政令で定める日に施行される。

厚生労働省が平成30年1月30日に公表した「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方では、「医療施設、小中高、大学等や行政機関は、敷地内禁煙とする。」とされ、特定施設と同様の取扱いとなる方向性が示されていた。

なお、特定屋外喫煙場所に求められる「受動喫煙を防止するために必要な措置」については、今後、 厚生労働省令で定めることとされている。

イ 健康増進法改正の趣旨

厚生労働省は、健康増進法改正の趣旨を、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する 施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定めることであるとしている。

また、厚生労働省は、健康増進法の改正に当たって、世界の受動喫煙 規制状況に係る WHO の調査で、世界の 186 か国中、公衆の集まる場 (public space)すべて(8 種類。大学を含む。)に屋内禁煙義務の法律 があるのは 55 か国である一方、日本は屋内禁煙義務の法律がなく、最 低区分であるとしており、受動喫煙の健康影響について、以下のとおり 示している。

- 1 受動喫煙によってリスクが高まる病気(因果関係を推定する証拠が 十分(確実)な病気)には肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突 然死症候群(SIDS)がある。(※出典 「喫煙と健康 喫煙の健康影響 に関する検討会報告書」国立がん研究センターがん対策情報センタ ー)
- 2 年間 15,000 人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている。 (※出典 厚生労働科学研究費補助 金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」)なお、今般の法改正は、望まない受動喫煙を防止する観点から、原則屋内禁煙とした上で喫煙場所を設ける場合の全国統一的なルールを定めるものであり、それぞれの施設等の管理権原者の判断により、法律による規制以上の取組を行うことは何ら問題が無いとされている。

ウ関係通知等

厚生労働省は、平成 22 年 2 月 25 日に健康局長通知「受動喫煙防止対策について」を発出し、「全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効で あると考えられているため、多数の者が利用する公共的な空

間については、原則として全面禁煙であるべきである」との受動喫煙防止対策の基本的な方向性を示している。

また、屋外喫煙所の設置(屋内全面禁煙)に関しては、「職場の受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会報告書」(平成27年5月)において、屋根のみの構造や屋根と一部の囲いのみの構造等の「開放系」と、屋根と壁に完全に囲まれ、室内の空気を屋外に排気する装置等で喫煙所内の環境が管理されている「閉鎖系」に大別されている。 当該報告書において、開放系は、喫煙所内のたばこ煙が外気の気流により速やかに減衰するメリットがある反面、気流の影響によりたばこ煙の制御が難しく、屋外喫煙所の外に煙が漏れるおそれもあるため、設置場所等について十分な検討が必要と考えられるとしている。

(2) 国立大学法人における受動喫煙防止対策の実施状況 今回、九州に所在する 10 国立大学法人のうち、7 国立大学法人(九州大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学及び鹿児島大学)の本部が所在するキャンパスにおける受動喫煙防止対策の実施状況を調査したところ、以下のとおり、一部の大学において、受動喫煙の防止及び受動喫煙による健康被害を防止するための対策が不十分と思われる状況がみられた。

ア 受動喫煙防止対策の実施状況

今回調査対象とした 7 国立大学法人における受動喫煙防止対策の実施

状況については、表1のとおり、大分大学が既に敷地内全面禁煙となって いる一方、残る 6 国立大学法人については、屋外では指定された喫煙所のみ喫煙を認めている。

双 T 自显大 T 因人 T C C C C C C C C C C C C C C C C C C				
大学名	建物内	屋外	喫煙所数	
九州大学	全面禁煙	喫煙所でのみ喫煙可	29(7)	
佐賀大学	全面禁煙	喫煙所でのみ喫煙可	18 (8)	
長崎大学	全面禁煙	喫煙所でのみ喫煙可	8 (8)	
熊本大学	個室等を除き全面禁煙	喫煙所でのみ喫煙可	13 (8)	
大分大学	全面禁煙	全面禁煙	0	
宮崎大学	全面禁煙	喫煙所でのみ喫煙可	8 (5)	
鹿児島大学	全面禁煙	喫煙所でのみ喫煙可	7(7)	

表1 国立大学法人における受動喫煙防止対策の実施状況

2()内は当局が現地で調査した喫煙所数。

今回調査対象とした 7 国立大学法人のうち、屋外に喫煙所を設置して いる 6 国立大学法人(大分大学を除く)は、表 2 のとおり、いずれもキャンパス内に看板を設置する等し、指定した喫煙所以外での喫煙は不可で ある旨を周知している。

また、健康増進法の一部を改正する法律において求められる、屋外喫煙所の区画及び標識の掲示の実施状況について調査した結果、現時点で、全ての喫煙所において区画及び標識の掲示が行われている国立大学法人は無い。

表 2 喫煙所における区画、標	識の掲示の美施状况等
-----------------	------------

大学名	喫煙所以外で喫 煙不可の周知	喫煙所の 区画	標識の掲示
九州大学	あり	一部あり	あり
佐賀大学	あり	なし	あり
長崎大学	あり	一部あり	一部あり
熊本大学	あり	なし	一部あり
宮崎大学	あり	一部あり	一部あり
鹿児島大学	あり	なし	あり

(注)当局の調査結果に基づき作成した。

さらに、屋外に喫煙所を設置している6国立大学法人における喫煙所の設置状況を調査した結果、以

⁽注)1 当局の調査結果に基づき作成した。

下のとおり、喫煙所の位置や構造により、非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれがある状況がみられた(別添参照)。

1 駐輪場や建物の出入口に通じるスロープ等、非喫煙者が利用するエリアと屋外喫煙所との間に十分な距離が確保されておらず、非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれがあるもの(佐賀大学、長崎大学、熊本大学、宮崎大学及び鹿児島大学)

2 喫煙所全体が天井に覆われているため、天井に沿って水平方向にたばこ煙が拡散し効果的に排出されずに滞留し、非喫煙者が喫煙所から たばこの煙のばく露を受けるおそれがあるもの(鹿児島大学)

加えて、鹿児島大学では、喫煙所と指定した場所での喫煙が遵守されておらず、喫煙者が喫煙所に隣接したベンチ周辺(禁煙区域)で喫煙する等しており、非喫煙者がたばこの煙のばく露を受けるおそれがある状況もみられた。

なお、屋外に喫煙所を設置している 6 国立大学法人は、いずれも、学生 からの大学生活に係る意見 要望として、屋外の喫煙所から副流煙が流れ出ている等の苦情が寄せられることもあり、学内での喫煙 マナーについて注意喚起する等の対応を採っているとしている。

イ 敷地内全面禁煙の実施状況

大分大学(旦野原キャンパス)では、平成18年頃から当時の学長の指示もあり、総務担当理事及び教育担当理事等からなる喫煙対策ワーキンググループが作られ、計画的に禁煙推進策の検討及び受動喫煙防止対策を進めてきた。

平成18年当時は、建物に一つの屋外喫煙所を設置し、喫煙所以外での 喫煙は認めない状態となっていたが、平成20年には当該喫煙所を5か所、21年に3か所、22年8月に2か所、9月に1か所と段階的に減らしていき、同年内に喫煙所を完全撤去し、23年4月から敷地内の全面禁煙を実現している。

全面禁煙の実現に当たっては、イントラネットの意見募集機能等を活用し意見集約を進めたが、世の中の禁煙推進のすう勢のほか、学長の強力なリーダーシップがあり、全面禁煙とする方針が明確に示されていたため、喫煙者からの強烈な反発等はなかったとしている。

具体には、「禁煙ポリシー07」として平成 19 年 6 月 25 日付けで 2 年以 内のキャンパス敷地内全面禁煙に向けての行動計画を策定し、23 年 2 月 8 日付けで「大分大学敷地内全面禁煙について」(学長通知)を発出し、 同年 4 月 1 日から大分大学全キャンパスが全面禁煙となっている。

また、「国立大学法人大分大学職員の受動喫煙の防止等に関する規程」 (平成 28 年 5 月 23 日付け規程 第 47 号)により大学敷地内での禁煙が明文化されている。

しかしながら、敷地内全面禁煙から7年が経過した現在でも、敷地内の人目に付きにくい場所(体育館裏や駐輪場に続く階段周辺等)では学内の清掃作業中に吸殻が見つかることもあるため、WHOの世界禁煙週間の時期に合わせ、吸殻がよく見つかる場所において、敷地内全面禁煙でありポイ捨てが続く場合は通行禁止とする旨の警告や、禁煙治療の支援を行っていること周知する貼紙を設置する等、喫煙者に向けての注意喚起を行っている。

なお、今回調査対象とした 7 国立大学法人については、いずれも、医学部が所在するキャンパス(本部が所在するキャンパスとは別)においては、敷地内全面禁煙となっている。

ウ 健康増進法改正に係る今後の対応

今回、調査対象とした 7国立大学法人について、健康増進法の改正に係る今後の対応方針について調査 した結果、大分大学が敷地内全面禁煙 を継続する方針であるほか、九州大学及び長崎大学は 2019 年 8 月までに 敷地内の喫煙場所を廃止し、全面禁煙とする基本方針等を策定している。

また、現時点で、具体的な方針を策定していない 4 国立大学法人は、今 後の受動喫煙防止対策について、佐賀大学、熊本大学及び宮崎大学が世の中のすう勢や学生の健康を保持する観点等から、敷地内を全面禁煙するのが望ましいとしている一方、鹿児島大学は、近隣の道路で喫煙する学生が 増える等の問題が生じる可能性があるため、学内の喫煙場所は必要ではないかとしている。

表3 健康増進法改正後の受動喫煙防止対策に関する対応及び担当者の意見

大学名	法改正後の対応及び担当者の意見等
九州大学	平成30年11月22日に九州大学における敷地内全面禁煙実施に関する指針等を策定・公表しており、2019年8月末までに敷地内の喫煙場所を撤去し全面禁煙とすることとしている。
佐賀大学	大学としての方針は未定であるが、保健管理センター医師(産業医)としては、世の中のすう勢や学生の健康を保持する観点から、将来的には敷地内を全面禁煙するのが望ましいと考えている。
長崎大学	平成 30 年 11 月 6 日に長崎大学禁煙実践基本方針等を策定・ 公表しており、敷地内の喫煙所・灰皿を撤去し 2019 年 8 月 1 日 から全面禁煙とすることとしている。
熊本大学	大学としての方針は未定であるが、世の中のすう勢や学生の健康を保持する観点から、原則敷地内を全面禁煙とすることを目指したい。ただし、近隣の道路での喫煙等、全面禁煙としたことよる支障が生じる可能性があるため、学内に基準を満たす必要最小限の屋外喫煙所を設置することも検討中である。
大分大学	敷地内全面禁煙を継続する。
宮崎大学	過去に敷地内全面禁煙を目指した際、喫煙場所以外で隠れて喫煙する等、喫煙者のマナーが悪化する等の弊害もあった。大学としての方針は未定であるが、保健管理医としては、世の中のすう勢や学生の健康を保持する観点から、敷地内を全面禁煙するのが望ましいと考えている。
鹿児島大学	敷地内を全面禁煙にすることで、近隣の道路で喫煙する学生が増える等の問題が生じる可能性があるため、学内の喫煙場所は必要と認識している

(注)当局の調査結果に基づき作成した。

- 3 行政苦情救済推進会議の主な意見要旨(平成30年8月3日開催)上記の調査結果を踏まえ、行政苦情救済推進会議(参考参照)において、意見を聴取した結果は、以下のとおりである。
- (1) 大学は、未成年者を含む学生や教職員はもとより、学外から多くの人が集まる等、公共性が高い施設であり、学生に喫煙マナーを含めた社会生活のルールを教える教育機関でもある。
- (2) 健康増進法の改正や、受動喫煙防止対策に関する議論、たばこの健康リス クによる医療費の増大等の将来に与える影響等を踏まえると、大学において 受動喫煙防止対策を検討する意義は大きく、受動喫煙を望まない受験生にと って大学選択の判断材料となることも考えられる。
- (3) 具体的な受動喫煙防止対策の内容については、各大学の管理権原者としての判断によるものではあるが、既に敷地内全面禁煙を実施している大学や、医学部が所在する他のキャンパスの実例等を踏まえ、敷地内全面禁煙の実施の可能性について、積極的に検討すべきである。
- (4) また、敷地内全面禁煙を実施しないと判断した場合であっても、望まない受動喫煙による被害を助長・容認することがないよう、喫煙所の場所や構造などの改善を図る必要がある。

4 あっせん

佐賀大学、熊本大学、宮崎大学及び鹿児島大学は、受動喫煙の防止及び受動 喫煙による健康被害を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- (1) 公布後1年6か月を越えない範囲内とされている健康増進法の施行を見据え、受動喫煙防止対策として極めて有効であると考えられる敷地内全面禁煙の実施も含め、全学での受動喫煙防止対策を検討すること。
- (2) 全ての喫煙所について、非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれの有無について 点検すること。
- (3) 屋外喫煙所において、喫煙所と非喫煙者が立ち入るエリアとの間に十分な距離が確保されていないなど、非喫煙者が喫煙所からたばこの煙のばく露を受けるおそれがある喫煙所については、喫煙所の廃止、移設等を図るなど、 受動喫煙防止対策を徹底すること。
- (4) 喫煙所に指定した場所以外で喫煙する者について、巡回による喫煙者への指導を徹底するなど、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を確実に履行すること。
- (5) 学生に対して、たばこの健康リスク等について周知を図ること。

(参考)行政苦情救済推進会議

行政相談事案の処理等に当たり民間有識者の意見を反映させることにより、 その公平性、中立性及び的 確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立っ た行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的 として設置しているもの で、その構成員は次のとおり(開催当時)。

(座長)

石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)

(委員)

久留 百合子 (消費生活アドバイザー)

浅野 秀樹 (弁護士)

三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)

髙木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

戸江 千枝 (税理士)

坂井 政美 (株式会社西日本新聞社論説委員長)